

現行の小型無人機等飛行禁止法のスキーム

飛行禁止の対象施設

① 国の重要な施設等

国政の中枢機能等の維持

- ・ 国会議事堂等 [衆議院議長・参議院議長指定]
- ・ 内閣総理大臣官邸等 [内閣総理大臣指定]
- ・ 危機管理行政機関 [対象危機管理行政機関の長指定]
- ・ 最高裁判所庁舎 [最高裁判所長官指定]
- ・ 皇居・御所 [内閣総理大臣指定]
- ・ 政党事務所 [総務大臣指定]

② 外国公館等 [外務大臣指定]

良好な国際関係の維持

③ 原子力事業所 [国家公安委員会指定]

公共の安全の確保

飛行禁止の例外

- ① 対象施設の管理者又はその同意を得た者による飛行
- ② 土地所有者若しくは占有者又はその同意を得た者による飛行
- ③ 国又は地方公共団体の業務を実施するために行う飛行

違反に対する警察官等による命令・措置

- 警察官等は、違反者に対して、機器の退去その他の必要な措置をとることを命令することができる。
- やむを得ない限度において、小型無人機等の飛行の妨害、機器の損壊その他の必要な措置をとることができる。
- 罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※ 警察官の権限は、皇宮護衛官・海上保安官の職務の執行について準用

レッド・ゾーン：直罰

イエロー・ゾーン：警察官等の命令に違反(命令前置)

飛行禁止の小型無人機等

① 小型無人機

無人回転翼航空機（いわゆるドローン）、ラジコン飛行機 等
航空機（飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等）や特定航空用機器に類似した人が乗ることができない機器のうち、遠隔操作又はプログラムによる自動操縦により飛行させることができるもの

② 特定航空用機器

気球、パラグライダー 等

航空機以外の航空の用に供することができる機器で、人が飛行することができるもの

飛行禁止場所

対象施設/敷地・区域の上空(レッド・ゾーン)

周囲おおむね300mの上空(イエロー・ゾーン)



都道府県公安委員会等への通報

飛行の前に、あらかじめ、都道府県公安委員会(警察)・管区海上保安本部長に通報しなければならない。

小型無人機等飛行禁止法等の一部を改正する法律案（概要）

- ドローンを用いたテロ事案等の各国での発生やその脅威の高まりを受け、ラグビーワールドカップ2019、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の関連施設（会場等・主要空港）及び防衛関係施設についてその上空での小型無人機等の飛行を禁止
- ドローンの普及・活用の拡大・促進との調和を図ることに配慮し、対象施設等を必要最小限に限定
- ラグビーW杯・オリパラ大会において、メディアの撮影用ドローンの安全確保にも配慮

ラグビーW杯・オリパラ関連（画特措法の一部改正・時限措置）

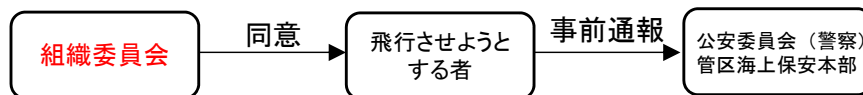
- 「組織委員会の要請に基づき文部科学大臣が指定した大会会場等」及び「国土交通大臣が指定した空港」の周辺上空での飛行を原則として禁止

⇒ 危険の未然防止及び大会の円滑な準備・運営を確保
（選手・観客その他の関係者の安全のため特別に措置）

- 指定の際、警察庁長官・海上保安庁長官（海域を含む場合）と事前協議
- 指定後、官報に加え、地図を作成し、インターネット等により周知

- 大会会場等の周辺上空での飛行については原則組織委員会の同意が必要
- ⇒ 同意権者を組織委員会に一本化しメディアの撮影用ドローンの安全を確保

大会会場等の周辺上空で飛行させる場合のフロー



- 空港の周辺上空での飛行については原則空港の管理者（空港会社・空港事務所）の同意が必要

- 警察官・海上保安官による排除措置を規定
- 空港の管理者が滑走路の閉鎖その他の措置をとることも確認的に規定

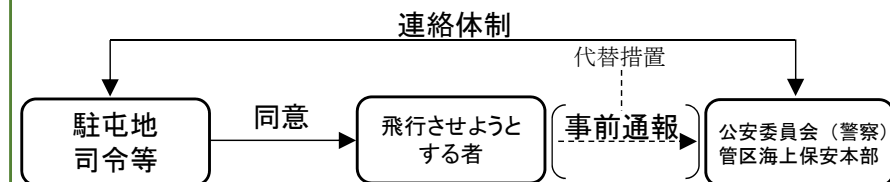
防衛関係施設（小型無人機等飛行禁止法の一部改正）

- 防衛大臣が指定した防衛関係施設（自衛隊施設・米軍施設）の周辺上空での飛行を原則として禁止

⇒ 危険の未然防止及び我が国を防衛するための基盤の維持

- 防衛関係施設の周辺上空での飛行については原則施設管理者（駐屯地司令等）の同意が必要
- 訓練目的での臨機の飛行等は、その特性を踏まえ、連絡体制を整備することで事前通報を代替可能

訓練目的での臨機の飛行等におけるフロー



- 警察官・海上保安官に加え、自衛隊施設を職務上警護する自衛官※による排除措置を規定

※ 施設敷地外は、警察官・海上保安官がその場にはいない場合に限り、防衛大臣が警察庁長官・海上保安庁長官に協議して定めるところにより自衛官が対応